

除染・中間貯蔵施設関連事業等

双葉郡内における除染作業

- ・ 除染ロードマップを基本として、年度末を目途に特別地域内除染実施計画を策定し、本格的な除染を進める予定であり、現在、市町村担当者と調整を行っているところ。
- ・ また、本格的な除染を行う際の拠点となる施設について、先行的に除染を実施すべく準備を進めているところ。
- ・ 常磐自動車道についても高線量地域のモデル事業として除染を実施する予定であり、既に実施事業者を選定したところ。
- ・ さらに、本格的な除染の実施に必要な関係人の確認・把握のための調査、建物等の詳細な放射線モニタリング等についても、計画策定と併せて迅速に取り進めていく。

中間貯蔵施設について

1. 施設の建設・管理

施設の構成

受入・分別施設、貯蔵施設、減容化施設、常時モニタリング施設、研究等施設、管理棟、情報公開センター、修景・緩衝緑地等

施設の規模

容量（推計） 1500 万 m³～2800 万 m³

必要敷地面積（推計） 約 3 km²～約 5 km²

- ・ 施設用地は、基本的に公共施設用地として国が買い上げ（単なる賠償ではない）

公共施設用地の取得に伴う一般的な損失補償項目

土地・建物所有権補償、移転料補償、立木補償、営業補償、農業補償など

- ・ 建設・管理に伴う地元波及効果
- ・ 施設の運営（日本環境安全事業株式会社を活用）

2. 中間貯蔵施設の位置づけ等

- 国の責任で中間貯蔵施設を設置・管理することの明確化
- 30年以内に県外搬出することを確認
- 最終処分に向けた政府の研究のための施設設置及び研究実施

3. 設置自治体等に対する更なる支援措置の検討

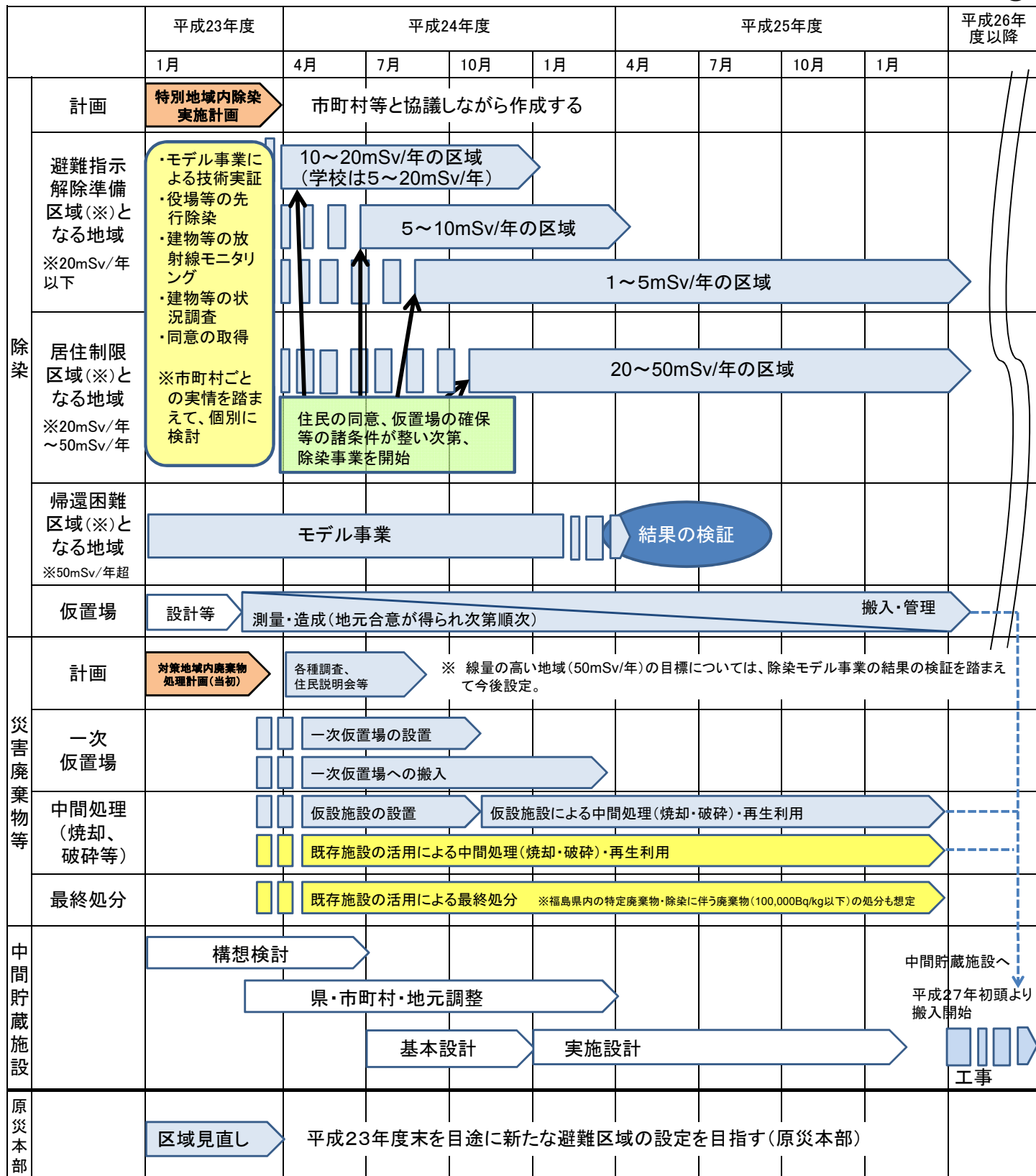
- 電源立地交付金、補助金 など

廃棄物処理について

- 災害廃棄物については、高線量の地域を除いて、原則として平成25年度内の処理完了を目標としている。
- 災害廃棄物及び除染廃棄物の焼却処理には、既存の焼却炉だけでは能力が足りないことから、仮設焼却炉の設置が必要。双葉郡内の北部と南部のブロックにそれぞれ一箇所ずつ仮設焼却炉を設置することとしたい。
- 放射性セシウム濃度が10万Bq/kg以下の廃棄物は、管理型処分場に埋め立てる。10万Bq/kgを超える廃棄物は、中間貯蔵施設へ搬入する。
- 年度末を目途に対策地域内廃棄物処理計画を策定し、本格的な対策地域内廃棄物の処理を進める予定であり、現在、市町村担当者と調整を行っているところ。

双葉郡の再生に向けた工程表

②



※備考

- ・双葉郡内で発生する災害廃棄物等の量 約32万トン(このうち可燃物は約10万6千トン、津波堆積物を除く)
- ・双葉郡内で発生する災害廃棄物等の処理に必要な仮設焼却施設の規模は約350トン/日(1年間で焼却する場合)
- ・想定される中間貯蔵施設の規模 容量:約1,500万~2,800万m³、敷地面積:約3~5 km²
- ・中間貯蔵施設において、減容化設備(分級、焼却等)を先行的に設置することも想定される。

常磐自動車道の除染モデル事業について（概要）

■目的

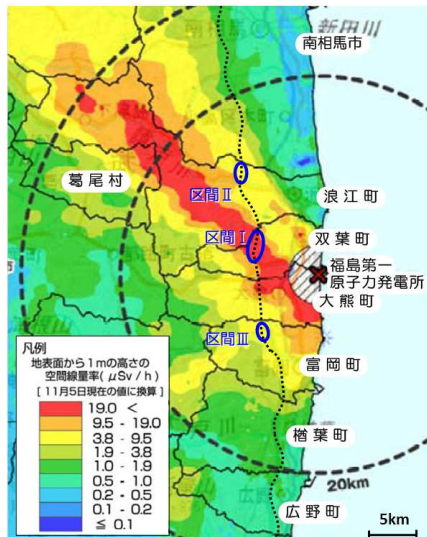
常磐自動車道における本格除染作業を実施するに先立ち、線量率の低減効果が見込まれ、経済的合理性があり、除去物の発生量を極力抑えた効率的・効果的な除染方法や作業員の安全を確保するための方策を確立する。

■事業概要

事業内容

高線量地域（ $3.8\mu\text{Sv}$ 以上）を中心に、高速道路を対象として、様々な除染方法を試してその除染効果等を検証するとともに、作業員の適切な放射線・安全管理や除去物等の適切な保管・管理等についても検証を行う。

事業実施区間



除染モデル区間		空間線量	舗装状態	道路形態
I	羽黒川橋～ 上羽鳥橋 (双葉町)	9.5～ 50 $\mu\text{Sv/h}$	未舗装	切土区間
	盛土区間			
II	請戸川橋～ 川房川橋 (浪江町)	3.8～ 9.5 $\mu\text{Sv/h}$	舗装	切土区間
	盛土区間			
III	常磐富岡IC ～大石原橋 (富岡町)			盛土区間

実施事業者

大成建設株式会社

実施期間

3月～7月末

事業予算

6億円以内

今後のスケジュール

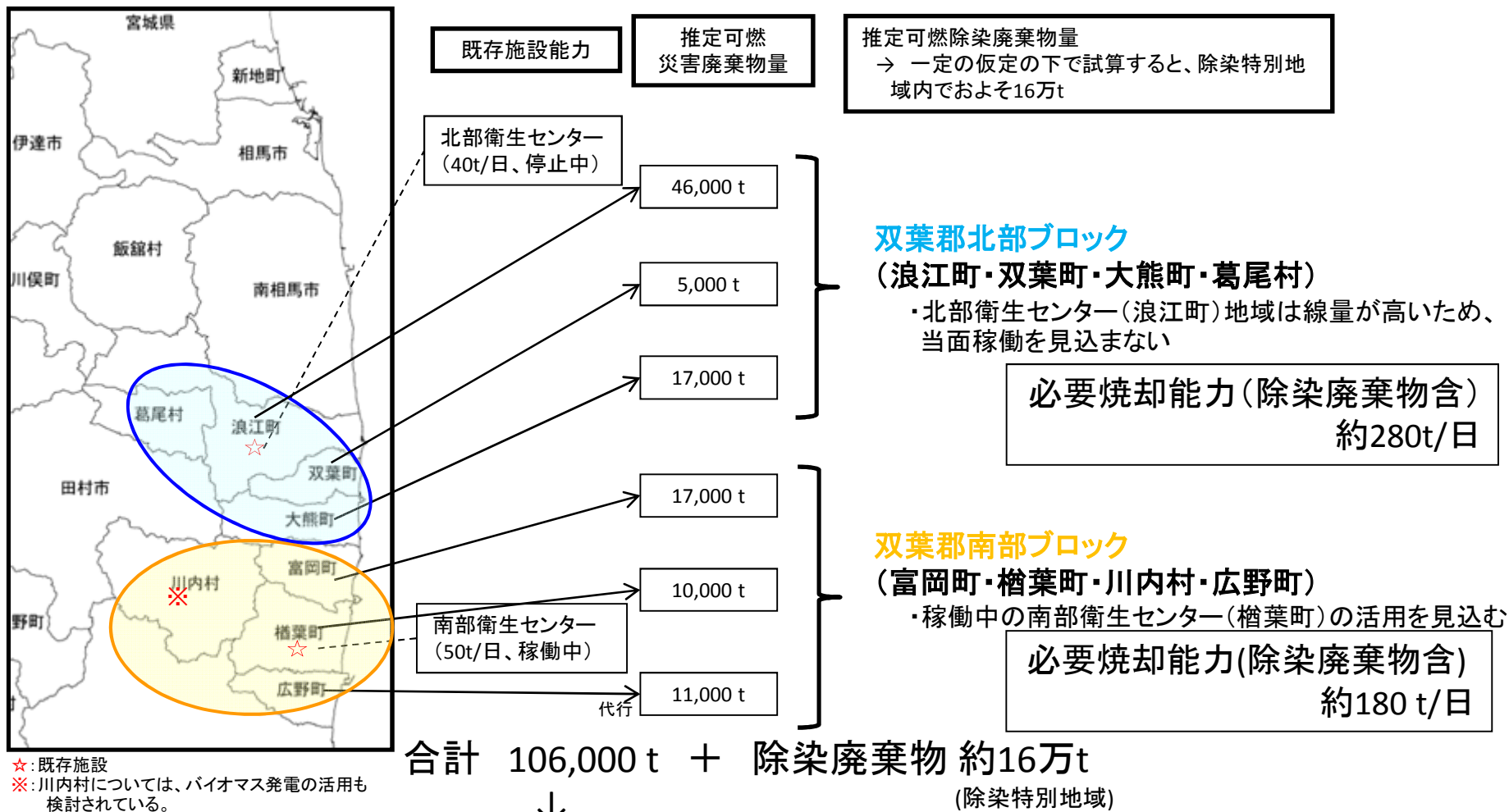
3月中旬

事業実施者と契約締結、事業開始

7月末

事業終了、報告書とりまとめ

災害廃棄物及び除染廃棄物等の焼却処理について



双葉郡北部ブロック

(浪江町・双葉町・大熊町・葛尾村)

・北部衛生センター(浪江町)地域は線量が高いため、当面稼働を見込まない

必要焼却能力(除染廃棄物含)
約280t/日

双葉郡南部ブロック

(富岡町・楢葉町・川内村・広野町)

・稼働中の南部衛生センター(楢葉町)の活用を見込む

必要焼却能力(除染廃棄物含)
約180 t/日

☆: 既存施設
※: 川内村については、バイオマス発電の活用も検討されている。

- * 推定可燃災害廃棄物量は現地調査による推定量(解体建物から発生する物を含む)。今後の追加調査で数値が変動する可能性あり。
- * 除染廃棄物量は、具体的には今後市町村とご相談のうえ除染範囲・方法等が決定次第推計していくこととなるが、ほぼ同規模と推定されることから、仮設炉としては同一の炉を活用することを検討。
- * 葛尾村、川内村は、津波被害がなく、災害廃棄物の発生が限定的である。